

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和6年10月8日（火曜日）

午前10時0分開会、午後1時9分散会

（休憩 午前11時59分～午後1時0分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、及川担当書記、安達併任書記、成松併任書記、平嶋併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、工藤技監兼林務担当技監、村上副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、森山水産担当技監、
佐々木技術参事兼農業振興課総括課長、中村技術参事兼農産園芸課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、大坊競馬改革推進室長、
坂田農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
金野団体指導課総括課長、臼井流通課総括課長、菅原流通課流通企画・県産米課長、
和泉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
東梅農村建設課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、砂子田森林整備課総括課長、
小川森林整備課整備課長、田村森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長、
工藤漁港漁村課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 1

- (2) 議案第4号 令和6年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第5号 令和6年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第6号 令和6年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第10号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- (7) 議案第24号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する議決を求めることについて
- (8) 議案第25号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する議決を求めることについて
- (9) 議案第26号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する議決を求めることについて
- (10) 議案第32号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第4号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1、議案第4号令和6年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)、議案第5号令和6年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第1号)、議案第6号令和6年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)、議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第10号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上副部長兼農林水産企画室長 それでは初めに、議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案は、令和6年台風第5号の被害に対応した漁港施設の災害復旧、カナダでのトップセールス等に要する経費などのほか、国庫補助事業の内示に伴い補正しようとするものです。

議案（その2）の8ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の3億8,468万9,000円の増額と、10ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の1億1,274万円の増額を合わせまして総額4億9,742万9,000円を増額しようとするものです。

補正の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の39ページをごらん願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費の説明欄の一つ目、いわての食財海外販路開拓・魅力発信事業費は、北米における県産農林水産物の販路拡大を効果的に進めるため、カナダにおける県内事業者、在外公館等と連携したトップセールス、いわてフェアの開催等に要する経費について補正しようとするものです。

11目農業大学校費の説明欄の管理運営費は、令和6年7月に県立農業大学校の敷地内全域において発生した停電への対応に要する経費について補正しようとするものです。

次に、40ページをごらん願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の説明欄の二つ目、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助は、県産牛肉の輸出を促進するため食肉処理施設における輸出先国の求めに応じた取り組みの実施等に要する経費に対して補助しようとするものです。

次に、41ページをごらん願います。3項農地費、2目土地改良費の説明欄の三つ目、中山間地域総合整備事業費及び42ページに参りまして、4項林業費、4目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助及び44ページに参りまして、5項水産業費、10目漁港漁場整備費の説明欄の三つ目、水産流通基盤整備事業費及び説明欄の五つ目、水産物供給基盤機能保全事業費は、国庫補助金の内示に伴い補正しようとするものです。

次に、飛びまして61ページをごらん願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、5目漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業費は、令和6年8月に発生した台風第5号により被災した漁港施設及び海岸保全施設等を早急に復旧するため、流木等の運搬処理や災害復旧の工事に要する経費について補正しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その2）にお戻りいただきまして、11ページをごらん願います。第2表債務負担行為補正の1追加の表中、当部所管に係るものは事項欄1の畑地帯総合整備事業の1件です。これは、令和6年度から翌年度にわたって施行される工事に係るものであり、期間及び限度額を定めて債務を負担しようと

するものです。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。18 ページをごらん願います。議案第 4 号令和 6 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 4,092 万 3,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 556 万 2,000 円とするものです。

19 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものです。

20 ページに参りまして、歳出の 1 款県有林事業費は、繰越金の確定などに伴い県営林造成基金への積立金や県行造林造成事業及び公営林造成事業の分収交付金を増額しようとするものです。

21 ページをごらん願います。議案第 5 号令和 6 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 3,852 万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,506 万 8,000 円とするものです。

22 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものであり、23 ページに参りまして歳出の 1 款林業・木材産業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付金等を増額しようとするものです。

24 ページをお開き願います。議案第 6 号令和 6 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、歳入歳出それぞれ 1,289 万 6,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 1,413 万 8,000 円とするものです。

25 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正ですが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことにより繰越金を増額しようとするものです。

26 ページに参りまして、歳出の 1 款沿岸漁業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い貸付費等を増額しようとするものです。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。35 ページをごらん願います。議案第 9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは中山間地域総合整備事業につきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴う受益市町の負担金の額を変更しようとするものです。

次に、36 ページをごらん願います。議案第 10 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてですが、これは水産物供給基盤機能保全事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益町に負担させようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○松本雄士委員 私からは、農業振興費のいわての食財海外販路開拓・魅力発信事業につ

いてお伺いいたします。

これにつきましては、令和4年の12月に最初は北米ということでしたけれども、知事がカナダへトップセールスに行っておられました。トップセールス後のフォローアップや、継続的な支援などの岩手県の考えと対応についてお伺いいたします。

○**白井流通課総括課長** 輸出拡大に向けましては、トップセールス等により築いた人と人とのつながりなどを生かしまして、その後の継続的な取引につなげていくことが重要です。令和4年度のトップセールスの後、カナダの現地のバイヤー等を招聘した商談会の開催を行って取引品目の拡大を行ったり、現地の量販店等と連携したフェアの開催等によって販路拡大に取り組んできたところです。

その結果、カナダにおける令和5年度の輸出額は、トップセールス前の令和3年度と比較しまして、牛肉が約3倍、米が約10倍となるなど着実に増加しております。今年度もトップセールスをカナダで行うことで御提案させていただいておりますが、その後も現地とのネットワーク、ノウハウを活用しながら生産者や関係団体等と一丸となって輸出拡大に取り組んでまいります。

○**松本雄士委員** 令和4年12月に知事にカナダに行っていたら、その後、私が知っている限りでは、現地法人でいわて牛を仕入れて売っているのは世界の中でも恐らく炙りマーケットくらいかと思っております。今お話しいただいたとおり、カナダへの牛肉の輸出量が3倍、米が10倍になっていると、非常に効果があったものと認識しております。ただ、一発の打ち上げ花火とならないように、継続的なプロモーションが必要であると農業団体から、また現地にいろいろ携わっている人からも聞いております。トップセールス後のフォロー、継続的な支援をして輸出拡大につなげていくために今回補正予算を組んでもらったことは非常にありがたいと思っております。引き続きよろしくお伺いいたします。以上です。

○**菅野ひろのり委員** 農業大学校費について伺います。

今回、停電に対する経費ということでございます。簡潔に被害状況について教えていただきたいと思っております。

○**鈴木農業普及技術課総括課長** 県立農業大学校の全域にわたる停電についてお答えいたします。

7月22日が1回目の停電の発生になります。お昼ごろに県立農業大学校、県立花きセンター、実習圃場まで含めて一度電源が落ちました。その後、通電したのですが、翌日、その翌日と、最終的には7月24日に全ての電源が落ちました。

停電の原因については、設備業者、電気業者等に調査を依頼しましたが、送電関係のケーブルなど全体的に老朽化が進んでいるということで、原因の特定ができていない状況です。

その後、7月25日には男子寮は通電を再開しております。それ以外の女子寮や管理棟、教室棟等につきましては、順次発電機を設置いたしまして、学生の生活等に支障のないよ

うに対応してまいりました。

停電の発生は夏休み中でしたが、夏休みが終わる8月18日までに各種実習圃場などにつきましても発電機を設置して学生の生活や実習等に支障のないように備えたところです。

○菅野ひろのり委員 質問が二つありまして、一つ目は原因が特定できていないということでございましたが、今回の補正予算の内訳がどうなっているのかです。

二つ目は、発電機を使っているということですが、台数などもあると思いますけれども、ランニングコストをどの程度を見込んでいるのか、この二つをお伺いします。

○鈴木農業普及技術課総括課長 内訳でございます。大きく二つに分かれます。応急対応費ということで、発生直後に学生の生活に必要な物品の購入等を行いました。夜、真っ暗な時期がありましたので、ランタンを買って学生に持たせるなどしましたし、酪農関係では水が重要で、給水車の手配、電源が喪失している間は浄化槽等も動かなくなりますので汲み取りの経費、停電の原因の調査費などが応急対応として必要となったものです。

それから、復旧に向けてですが、菅野ひろのり委員のお話にありました、発電機の設置費用、燃料費等につきましては7,000万円余となっております。

それから、設備を修繕すると、ケーブルの再敷設、張りかえ等の工事、キュービクルの修繕などがありますけれども、1億2,900万円余と、内訳についてはこのようになっております。

○菅野ひろのり委員 そうしますと、今対応いただいている補正予算の中で、今回の電源喪失に対しての修繕等は全て終わるのかということと、そのスケジュールについてもお聞きしたいです。その期間の軽油代と発電に対する費用、全てここに含まれている内容でよろしいのでしょうか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 菅野ひろのり委員のお話のと通りの計画です。実際に工事に入っていったときに通電が整ったところから、順次発電機を外す計画ですので、一日も早い工事の進捗にあわせて発電機、それから燃料費の節減等を工事業者と打ち合わせをしながら進めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 いつ完成予定なのかスケジュールも伺いたと思いますし、7月は猛暑で、先生や生徒は大変だったと思います。また、宿舍、寮に泊まれず、自宅から通うような対応もあったということで、ガソリン代も高騰する中で、生徒の負担もあったのだろうと思っています。

県立農業高等学校の施設の老朽化に令和4年、5年、6年と当局の皆様には御対応いただいていると思っておりますが、今後の整備、修繕等についてどのような課題意識を持たれているのか伺いたしたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 スケジュールについてです。県立農業高等学校は本館エリアから圃場までかなりの距離がありますけれども、現時点では年度内に全てのエリアでの通電を目指しております。その他、資材、ケーブルの入手状況などがポイントと思っておりますが、現時点では年度内の完工を目指しております。

それから、県立農業大学校の施設につきましては、菅野ひろのり委員のお話のとおり昭和 40 年から 50 年代の建物が多くあります。校舎の一部については、もう 50 年以上が経過しておりますので、計画的に整備していくことが必要と考えております。

岩手県では、県立農業大学校の将来的なあり方や、計画的な施設整備の検討、そういったものを進めたいと考えており、それにつきましては、財源のことがありますので、国に対しては施設整備に対応可能な事業の創設等を繰り返し要望してきているところでございます。引き続き、そういった観点を持ちながら、県立農業大学校の整備を検討していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 これからは学生へのクーラーの対応は少なくなってくると思いますが、対応を早々にしていただいて、支障がないようにお願いしたいと思いますし、また生乳の廃棄等もあったと聞いておりますから、産業動物の飼育に対しても十分な配慮をしていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてから議案第 26 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を定めることについてまでの 3 件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤農林水産部長 議案の審査に先立ちまして、御報告とおわびをさせていただきます。

今回県発注の業務委託及び工事において、職員が予定価格の算定を誤り、本来の落札者ではない者と契約を締結し、その後に契約を解除したことにより損害を与える事案が発生しました。相手方の業者様、そして県民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

再発防止に向けまして、本件事案の共有や審査体制の強化、新たな積算システムの導入を行い、改めて職員一人一人に浸透させるなど一層の指導徹底を図ってまいります。

それでは、議案の内容につきまして担当から御説明させていただきます。

○田村森林保全課総括課長 議案第 24 号から議案第 26 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

議案（その 3）の 23 ページをお開き願います。なお、内容につきましては、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

議案第 24 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

1、提案の趣旨ですが、令和 6 年 5 月 7 日に条件付一般競争入札の公告を行った大清水地区治山測量設計業務委託において、職員が予定価格の算定を誤り、本来の落札者ではない株式会社柳平測量設計と契約を締結し、その後に解除したことにより、同社に損害を与えたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

2、損害賠償及び和解の相手方ですが、二戸郡一戸町、株式会社柳平測量設計でございます。

3、損害賠償の額ですが、損害賠償の額を 1 万 8,830 円とするものです。

4、和解の内容についてですが、損害賠償の額を上記のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

次に、議案第 25 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

24 ページをお開き願います。1、提案の趣旨ですが、令和 6 年 5 月 20 日に条件付一般競争入札の公告を行った舘ヶ沢地区県単治山（緊急浚渫）工事において、職員が予定価格の算定を誤り、本来の落札者ではない有限会社漆田建設と契約を締結し、その後に解除したことにより、同社に損害を与えたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

2、損害賠償及び和解の相手方ですが、二戸市浄法寺町、有限会社漆田建設でございます。

3、損害賠償の額ですが、損害賠償の額を 14 万 7,180 円とするものです。

和解の内容についてですが、損害賠償の額を上記のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものです。

次に、議案第 26 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

25 ページをお開き願います。1、提案の趣旨ですが、令和 6 年 5 月 27 日に条件付一般競争入札の公告を行った森林基幹道安孫・平糠線（第 1 工区）改築工事において、職員が予定価格の算定を誤り、本来の落札者ではない有限会社駒ヶ谷建設と契約を締結し、その後に解除したことにより、同社に損害を与えたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

2、損害賠償及び和解の相手方ですが、二戸郡一戸町、有限会社駒ヶ谷建設でございます。

3、損害賠償の額ですが、損害賠償の額を1万1,980円とするものです。

4、和解の内容についてですが、損害賠償の額を上記のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないものとするものです。

今回の事態を受けまして、審査体制の強化を図るため、設計書の審査者をふやすとともに、審査の観点を具体的に例示するなど設計審査票を見直したほか、設計積算時の人為的なミス解消に向けて、新たな積算システムの導入を進めているところです。

また、広域振興局等の担当課長を対象に本件事案の共有と審査体制の強化について説明し、改めて設計積算に係る業務の適切な執行について徹底したところです。今後このようなことが二度と起こらないよう再発防止に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○菅野ひろのり委員 再発防止策の徹底をお願いしたいと思っております。

そこで、確認程度で大変恐縮ですが、これは先ほどシステムの導入の話もありましたけれども、根本的には人為的なミスなのか、システムの問題なのか伺いたと思います。

2点目として、その後に契約まで進んでしまっています。これは、庁内のチェック体制に問題がなかったのか、その部分を伺いたと思います。

○田村森林保全課総括課長 今回の積算ミスにつきましては、システムで設計しているわけですけれども、議案第25号、議案第26号の工事については、令和5年7月1日以降に改正された諸経費のかかり増し経費を以前のものを使っていたということが原因でございます。また、議案第24号の業務委託については、これも諸経費の算定に当たり計算した諸経費を移記する際にミスしたものです。

システムで計算してあっても、必ず審査票でチェックしているところでございますが、システムにもやや問題があり、またチェック体制にも少し問題があったというところで、両方あったものと認識しております。

庁内のチェック体制ですけれども、通常私たちは設計者と審査者が審査し、施行伺の際に担当課長がもう一度チェックするという体制をとっていたのですが、今回の事態を受けまして、施行伺の前、設計書ができた時点で設計者、審査者、そして担当課長までしっかりチェックをした上で、再度間違いがある場合は差し戻してもう一度の繰り返しにより徹底を図っていくところでございます。

○菅野ひろのり委員 なかなかわかりづらい話だと思いますけれども、人為的なミスも、システムの課題も両方あったということで、見直すということでありました。実務的なところだと思いますので、再発がないようにお願いしたいと思います。

最後に、事業の進捗においては特に支障がなかったのかどうか、伺って終わりたいと思います。

○田村森林保全課総括課長 再入札につきましては、事案が発生しまして、業者の同意を得て契約解除後に速やかに入札公告を行いまして、議案第 25 号、第 26 号の工事については9月中旬に、議案第 24 号の委託業務については10月2日に契約となり、業務を進めているところですか。

今回の事案によりまして、3カ月工事あるいは委託業務がおくれることにはなりますが、年度内の完成に向けて、しっかり進行管理していきたいと考えております。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 32 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○村上副部長兼農林水産企画室長 議案第 32 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 5）の 7 ページをごらん願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の 1 億 1,147 万 2,000 円を増額しようとするものです。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の 14 ページをごらん願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、2 目林道災害復旧費の林道災害復旧事業費補助は、令和 6 年 8 月 15 日から 9 月 2 日の大雨により被災した林道の早急な復旧に要する経費について補助しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

○松本雄士委員 農地などいろいろと農業関係でも被害がありました。昨日の一般質問でしたが、被害のほとんどは盛岡市ということですが、少なからず農業にもあったとのことでした。農業に関する復旧などの対応にかかる補正予算の今後の進捗について

てお伺いいたします。

○東梅農村建設課総括課長 農地や農業用施設の災害復旧についてでございますが、令和6年度当初予算で約4億8,000万円ほど措置しております。現時点では、当初予算で措置した予算で間に合うと見込んでおりますので、今回増額補正はしておりません。

○村上貢一委員 今回の補正予算で1億1,100万円がついておりますけれども、盛岡市の林道の被害状況等々をお知らせください。

○田村森林保全課総括課長 盛岡市の林道災害についてですが、盛岡市では箇所数は52カ所、被害額は2億5,600万円ほどになっております。そのうち国庫補助の災害査定に申請するものが12カ所で2億2,000万円余となっております。

盛岡市では、特に橋が落ちるなどの大きな被害があったわけですが、市と一緒に災害復旧に向けて査定の調整など林野庁への協議等を進めていくこととしております。

○村上貢一委員 米内川線だと思いますけれども、やはり地元の方々も60年以上住んでいて、初めてだということ、道路の洗掘やら崩壊、流出、土砂の堆積、また畑橋の落橋、本当に被害が甚大でございます。林地荒廃被害による治山事業というところにも力を入れていただきたいと思っておりますし、先ほど松本雄士委員からもお話がありました農地も、ぜひ来年の3月にはまた農業ができるようにしっかりと進めていただきたいと思っております。

そういう中で、一層盛岡市と連携を図って進めていただきたいと思っておりますし、昨日の一般質問で高田一郎委員と斉藤信議員からありましたけれども、激甚災害についてもできれば認めていただきたいと考えておりますけれども、当局の御所見をお伺いいたします。

○田村森林保全課総括課長 治山事業の実施につきましては、盛岡市からも要望を受けておりまして、用地の調整などを進めているところでございます。

また、どうしても林地荒廃の被害箇所になかなか啓開道路が今、米内川線が被災しているものですから、盛岡市と復旧工事の調整を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

また、激甚災害につきましては、見込みで発表されたところですが、逐次省庁の状況も見ながら確認して、激甚災害となった際には補助率等が上がりますので、盛岡市と調整しながら復旧を進めていきたいと考えております。

○東梅農村建設課総括課長 農地等の復旧についてでございます。岩手県では、盛岡市に対して被害調査の支援や来月中旬から始まる災害査定に向けての復旧工法の検討など技術的な指導、助言を行っているところでございます。

また、査定後については、復旧工事の早期着手に向け、工事発注に係る指導、助言等の支援を行うこととしております。引き続き盛岡市と連携して早期復旧に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○大久保隆規委員 私からは鳥獣被害対策についてお伺いしたいと思います。

私の地元である釜石市の天洞と唄貝という二つの隣接した地域に、大体二つのニホンザルの群れがおります。長い間いろいろと地域住民を悩ませている状況がありましたところ、近年はお隣の住田町、あるいは大船渡市でも、そのニホンザルが出没しているというふうなことを仄聞しております。

そういう中で、先日の政策に関する懇談の席で、JAいわてからこのニホンザルの駆除を何とか考えていただけないものかという御要望も承った次第でございます。ニホンザルに関しての状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○和泉担い手対策課長 ニホンザルによる農作物被害についてですが、ニホンザルの農作物被害額は、直近の値となる令和4年度で約170万円となっており、近年増加傾向となっております。令和5年度の被害額は現在精査中ですが、令和4年度に比べ増加する見込みとなっております。

○大久保隆規委員 そうしますと、例えば五葉山麓のニホンジカもここ近年は、物すごくふえて、釜石市もいわば丸ごと奈良公園のような形で、製鉄所の構内でも闊歩するという状況になっております。

そういったところで、このニホンザルをこのまま放置して、いわばニホンジカの二の舞になるのを何とかして避けなければならないと考えております。例えばJAからはニホンザルの駆除を可能にするために、ニホンザルの保護管理計画の策定などを検討していただけないものかというお話も承りましたけれども、どういう取り組みが可能なのかお示してください。

○和泉担い手対策課長 本県に生息しているニホンザルにつきましては、環境省のレッドリストにおいて絶滅のおそれのある地域個体群となっております。捕獲については慎重な対応を行っているところです。

ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画につきましては、環境生活部の所管でございますが、本県におけるニホンザルの分布は限定的であり、生息数の著しい増加が確認できない

こと、被害対策のための捕獲許可を行うことは可能であること、他の鳥獣に比べて農業被害額が少ない状況にあることなどから、管理目標を定めて個体群管理を行う状況に至っておらず、現時点では防除対策がより重要と認識していると聞いております。

○大久保隆規委員　そういうレッドリストの指定を受けているということですから、なかなか難しいと思いますけれども、ニホンザルは知恵が発達していて、非常に農業被害も、あるいは地域住民の生活も大変な思いをされているということでございますので、引き続き今後の動向にしっかり注目していただいて、いろいろと取り組みの御検討を深めていただくことをお願いしたいと思います。

続きまして、通告いたしておりました本県のJA所有のガントリーエレベーター、ライスセンターについての補助の件は昨日の一般質問で松本雄士委員が取り上げていますので、これは割愛いたします。

続きまして、林業の関係で、自伐型林業者の育成という観点から御質問させていただきたいと思います。いわての森林づくり県民税を活用して行われておりますいわて環境の森整備事業につきまして、事業主体を認定業者に限定して行われているわけでございますけれども、この認定業者の中に現状では現行林業の方々だけで、比較的新しい参入者である自伐型林業の小規模林業者が認定されていないものですから、この整備事業には参入できないという状況が現時点だと思えます。今後に向けて、小規模な林業者にも対象を広げることは、今後の同事業の運営の中で可能か教えていただきたいと思えます。

○高橋林業振興課総括課長　いわて環境の森整備事業を実施しようとする場合ですが、安全な作業を確実に履行する知識と技術が求められるということから、岩手県の定める入札参加資格者名簿への登録を条件としており、岩手県が実施する森林整備技術研修の修了者を有する法人などの条件を満たせば名簿への登録が可能となっております。

岩手県では、小規模な事業者についても必要な知識と技術を持つことで、いわて環境の森整備事業の実施が可能と考えておりますので、希望する方々に研修の受講を働きかけているところでございます。

このほか森林所有者や地域住民が共同で行う森林の保全活動などの取り組みを支援しておりまして、この取り組みには小規模な事業者も参加が可能となっておりますことから、個々の事業者の状況に応じまして活動を支援してまいります。

○大久保隆規委員　昨日の一般質問でも取り上げたことを少し掘り下げさせていただこうという趣旨でお聞きします。自伐型林業、小規模な林業者も、事業者も、これから育成していくことが、これまでの大きい法人と、小規模な自伐型林業者とを組み合わせながら、きめの細かい岩手県の森林の整備が進められていくのではないかという観点でございます。県民税を利用した事業の中で事業額が一番大きいのが、このいわて環境の森整備事業ですので、今後一定の要件を満たすことを条件にしながら、優良な、信頼のできる小規模な自伐型林業者も参入できるようにしていくことを探っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

続きまして、同事業におきまして間伐を混交林誘導伐に限定して行われているわけですが、非常に強度な間伐ということで、要するに5割の間伐が強度なものですから、一気に5割間伐されたことによって、風や雪、雨と、実質これから育てていく樹木にいろいろとストレスが強くなって、木材として価値が下がってしまいかねない状況もあるのではないかと拝察いたします。山の状況でしたり、あるいは森林所有者の意向によりまして、この5割の間伐率を柔軟に設定できるようにできないのでしょうか。

○高橋林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税は、公益的機能の高い森林へ誘導する間伐など森林環境の保全に関する施策を実施するものです。そのため、いわて環境の森整備事業の主要な事業である混交林誘導伐は、間伐等の手入れが行われていない森林において伐採率5割以上の強度間伐を行い、針葉樹と広葉樹が入り混じった公益的機能の高い森林へ誘導する事業になっております。また、森林所有者の意向や、先ほどお話ありました良質な材を生産するという林業経営のための間伐につきましては、国庫補助である森林整備事業等により実施しているところです。県民税は、制度創設から20年を経過しようとしておりまして、森林、林業を取り巻く情勢の変化を踏まえまして、森林環境の保全のために必要な新たな施策につきましては、第4期終了後のあり方検討の中で議論をさせていただきます。

○大久保隆規委員 今ちょうど第4期が令和7年度までですから、非常に素晴らしい県民税だと思っていますので、この事業を末永く発展させていただきたいと思います。ぜひ第5期以降でそのような柔軟性を持たせる検討を深めていただくようお願いしたいと思います。

もう一つございます。同じく県民税を財源とした事業の中で、県民参加の森林づくり促進事業がございます。こちらの中では、事務局費として1団体につき1万円までを上限として対象経費とされていると思います。要するに、小規模な自伐型林業者がいろいろと研修することで、技術や安全性の向上を深めていくことに大いに役立てる制度だと思うのですが、実質主催している方々のお話をお伺いしますと、この事務局費1万円だけでは足が大幅に出てしまっているのだらうと思っております。そういったところで、上限をもう少し弾力的に、実質的な経費をもう少し見てもらえるように、第5期から柔軟な対応を御検討いただけないものかと思っておりますけれども、その辺はいかがでございましょうか。

○高橋林業振興課総括課長 県民参加の森林づくり促進事業は、地域住民や団体等が主体的に取り組む森林整備活動等を支援しておりまして、事業の企画立案、連絡調整等の事務局費用として、御指摘のとおり1団体につき1万円を上限としまして補助対象経費としております。

この事務局費用につきましては、大久保隆規委員の御指摘のとおり事業評価委員会や9月に実施しました県民懇談会におきましても、活動回数が多い団体や、新たに団体を立ち上げようとする団体など、やはり1万円では足りないという御意見があったところです。そのような意見を踏まえまして、事務局費用の補助対象経費をどのように設定すべきかに

つきましては、事業評価委員会等の御意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○大久保隆規委員 いわての森林づくり県民税、今第4期でこれまでのところを検証して、さらにいい事業になっていくように、現行林業者もあわせて自伐型林業者、小規模林業者も含めて、しっかりとした形で岩手県の森林を整えていくよう今後の取り組みをお願いして終わります。

○佐々木茂光委員 私からは、当局から被害の報告があった部分もありますけれども、この間の台風の漁業関係への被害についてです。担当の方ともその後詰めた話をしたのですが、私が一番心配しているのは、大船渡市、三陸町で大型の定置網が2カ所設営されております。台風の影響でアンカーが全て切断されて、網がだんご状態に絡まってしまい、当然人では対処できないので、台船を使ってその施設を撤去しました。これは東日本大震災津波からの復旧のときに入れた大型の施設です。施設を設置するに当たっては、2億円ぐらいかかりました。今回の実際の被害状況は、網を陸上に揚げて、全部広げてみないとつかめません。ここにちょうど定置の被害額が載っておりますけれども、網をだんご状態のまま揚げてしまった中で、全部丸ごと撤去してしまったわけですから、細かいところは別にしても被害額は本来ならば2億円ではないですか。今はとにかく主力の魚種もとれない状況での定置網漁の運営でもあるわけです。県はどのように取り組み、取り扱いはどのように進められているのか、将来またそういう状況がないとも言えないわけです。定置網漁を経営する方々は、一応漁業共済に入っております。ただ、その経営に応じた共済金の掛け方をしているわけです。その被害が漁業共済で補償される場合は、掛けた金額に応じて補償がなされるのですけれども、それだけでは当然見合いません。この状況を農林水産部としてどのように捉え、また再建に向けてどのように取り組んでいるのかをお示し願いたいと思います。

○坂田企画課長 私からは、台風第5号における水産関係の被害の状況ということでお話ししたいと思います。

9月20日現在、沿岸全12市町村におきまして水産関係や漁港施設等で被害が確認されておりまして、主な被害の状況につきましては、水産関係で、佐々木茂光委員から御指摘のございました定置網の破損が13カ統、養殖施設の破損が30台、漁港施設等ではハッチへの流木等の漂着が49カ所、船揚げ場の損壊等が11カ所となっております。

なお、水産関係の被害額でございますが、佐々木茂光委員から2億円というお話もあつたのですが、市町村から上がってくる分を算定いたしまして、現在のところは約6,800万円、漁港施設等の被害は約1億8,700万円となっております。

引き続きまして、市町村と連携しながら被害状況を把握できていない部分もございますので早期の把握に努めてまいりたいと考えております。

○野澤漁業調整課長 先ほどの御答弁に重複する部分もございますが、9月20日現在では岩手県では漁業協同組合から被害額の報告が出ていない状況ですが、現在漁業協同組合

におきましては被害額を算定するために業者に見積りを依頼しているところがございます。業者からは使用できる網もあるといったところで精査に時間を要しているということですので、正確な数字はまだ出てきていない状況です。

また、再建に向けた対応でございますが、台風災害や異常気象など、不慮の事故による漁具等の損失や漁獲生産金額の減少が生じた場合に、佐々木茂光委員から御指摘いただきました、損失を補填する制度といたしまして漁業共済がございます。多くの漁業者がこの制度を利用し、漁業経営の維持安定において有効に機能しているところがございます。

今般特に被害が大きかった佐々木茂光委員が御指摘の大船渡市内の1漁協に関しましては、漁具の損失、漁獲金額の減少のそれぞれを補填する漁業共済に加入しておりまして、現在漁業共済組合において被害状況の調査を行っていると聞いております。

岩手県の支援策ということで、県といたしましては漁業共済組合と連携しながら、漁業共済の加入促進とあわせて、台風のほか急潮など漁業被害が多発する状況を踏まえまして、定置網等を営む漁業者に対して施設の強靱化などに活用できる国の事業の導入について検討を促すなど、関係機関、団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 確かに被害を受けた分については、これはやむなしです。一番大事なのはこれからどうやって進んでいくかということなのです。東日本大震災津波から始まり、このように主力の魚種がとれない状況は、なりわいとしている関係者にとって、全く先の見えない状況なのです。恐らく農林水産部でも承知していると思います。

やはりなりわいのイの一番で今やっている漁場なわけです。そこがほぼ壊滅状態の中から、これから進んでいかなければならないのです。岩手県がそれに対して積極的に、そのぐらいの勢いで再建を図る努力を後押ししていかなければならないのではないかと思います。沿岸部の一つの漁業協同組合が先行きが非常に厳しい、どこもみんないい状態ではないので海から人が揚がってしまうような状況が見えてきているので、ここはしっかりと岩手県として支えていかなければならないのです。水産業リボーン宣言もしながら、新たな方向づけを皆さんの中で見いだして進めているさなかですので、農林水産部としてしっかりと支えていただきたいと思いこのお話をしているわけです。佐藤農林水産部長からも所感がありましたらお願いします。

○佐藤農林水産部長 佐々木茂光委員からお話がございましたとおり、今水産業は主要魚種の不漁が続き、ことしの2月には強風による被害が出まして、これについては6月定例会で補正予算を提案して議決していただいたところです。

今回の8月の台風被害につきましても、この9月定例会で補正で提案させていただきました。議決をいただきましたら速やかに執行に移していきたいと思っております。まずは施設の復旧を早急に図る。それから、漁業者の皆様が事業継続できるように取り組んでいくことが大事だと思っております。全力を尽くしてまいりたいと思います。

○村上貢一委員 私からは、米政策についてお伺いしたいと思います。

今回米の端境期において流通不足事態に陥ったわけでございますが、その背景と要因を

当局はどのように分析、認識しているのかお伺いいたします。

○菅原流通企画・県産米課長 米の流通不足に至った背景と理由についてでございます。令和5年産米につきましては、高温、渇水の影響による精米歩留りの低下、米以外の食料品の価格上昇やインバウンド等の人流の増加によりまして、民間在庫が減少していたところに、ことし8月、地震、台風等による買いだめの動きがあり、こちらが重なったため、全国的に店頭の水が品薄になったものと認識しております。

○村上貢一委員 わかるにはわかるのですが、本当にそういう状況なのかと思いつつ、しかしながら7月以降、一部マスコミのいわゆる令和の米騒動として、極端な報道が県民、消費者の不安感や購買行動をおおる側面もあったと思うのですが、その認識についてお伺いいたします。

○菅原流通企画・県産米課長 村上貢一委員から御紹介いただきましたとおり、ことしは特に米の在庫に関する報道が多かったこともございますし、御紹介がございました令和の米騒動というような形で報じられたことも承知しております。先ほど申し上げたような地震や台風の備えということも含めまして、消費者の方々がさまざまな情報を踏まえて行動したものと認識しております。

○村上貢一委員 岩手県民の消費者動向を見ると、8月のお盆前くらいまでは皆さんまあ、米は大丈夫でしょう。あるでしょう。と言ったところだったのですけれども、お盆休みが終わった次の週のあたりから、いわゆる量販店、スーパーの棚にも米がないような状況になりまして、そこから潮目が変わったような気がします。やはりお盆において、例えば首都圏の親戚にお米を送る、買って帰るなど、またそういう中で本当に量販店を何軒も回ってもお米がないのですと。本来であれば、まだ家庭に10キログラムあるけれども、店頭にあったから5キログラム買っておこうというような仮需要が発生して、本当に必要な人にお米が届かなかったという状況もあったと思いますが、その際に私は岩手県として県民、消費者に対して冷静な対応を呼びかけるような情報発信なり、注意喚起なり、啓蒙する必要があったと思うのですが、その点にどう取り組んでいたのか、またその考えについてお伺いいたします。

○菅原流通企画・県産米課長 村上貢一委員からお話しいただきましたとおり、先般国が公表しましたスーパーの販売量のデータにおきましても、大体8月8日以降、買い込みの需要が発生して、販売量の伸びが著しい週が3週連続ありました。その後に、減少傾向で推移しまして、直近の9月23日の週は24%に減少しているという違う動きになったと承知しております。この間、国におきましても農林水産大臣が記者会見の際に消費者の方に冷静な購買行動を呼びかけておりましたし、岩手県といたしましても知事の定例記者会見におきまして質問に答える形で県民の皆様に冷静な行動を呼びかけていたところでございます。

今回のような端境期で需要と供給にどういう動きがあったのかということにつきましては、国において背景や原因を分析すると聞いておりますので、今後につきましてはそのよ

うな点に注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○村上貢一委員 質問に答えるより先に積極的な情報発信をしていただきたかったと思います。今後はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

思い起こせば30年前の平成の米騒動は大冷夏、長雨、日照不足により大凶作となって、岩手県でも作況指数が30、全国の平均では74ということで、本当に大変な苦勞をしたわけでございます。当時の全国の米需要量は1,000万トンでしたけれども、そのときは740万トンしかできませんでした。岩手県は、種もみさえなくて、石垣島に行って、かけはしをつくっていただいて、何とか田植えに間に合ったところでした。今回はやはり地球温暖化、歴史的な猛暑という中で初めて起こったと認識できると思うのですが、今後は稲作農家に対する温暖化対策や高温耐性品種の開発が急務だと思います。その点についての御所見をお伺いいたします。

○吉田水田農業課長 温暖化対策と高温耐性品種の開発でございますけれども、岩手県ではこれまで農業普及員やJAの職員などを対象としました稲作技術対策会議を開催しております。栽培技術の徹底を図ってきたところでございます。これに加えて、今年度は新たに6月に高温等による農作物等被害防止技術対策会議を開催いたしまして、対策技術や優良事例を共有するほか農家向けの技術情報を発行しまして、高温対策の徹底を図ってきたところでございます。

高温耐性を有する品種の開発に向けましては、昨年度創設しました地球温暖化適応品種開発プロジェクト事業によりまして、DNAマーカー等の先端技術を活用し、高温の下でも白未熟粒の少ない水稻品種の開発に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても夏季に高温が想定される状況でございますので、岩手県では農作物の安定的な生産、それから品質の確保に向けまして高温対策技術のさらなる徹底を図るとともに、生物工学研究センターと連携しながら高温耐性品種の早期開発に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○村上貢一委員 ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

令和5年北陸地方は新潟県を初め、ほぼ全滅と言った中で富山県では、富富富を初め、高温耐性の品種を三本柱で、早生のてんたかくと中生の富富富と、晩生のてんこもりと90%以上の一等米比率でした。富富富はしっかりと一等米比率を確立しております。富山県は今後三本の柱をもって打って出る、猛暑に強いということで拡大しておりますので、ぜひその点も参考にしながら、また出穂期以降の技術力の差が出てくると思います。米の歩どまりが1%悪くなると、例えば200万トンでは2万トン減ると、本当にそういうところがございます。岩手県はその辺をしっかりと農家に対して技術指導するなどして、ぜひ未熟粒やシラタ対策など率先して頑張ってくださいと思いますが、改めてもう一回お伺いいたします。

○吉田水田農業課長 本県におきましては、高温耐性品種は現在開発の途中ということになりますけれども、高温による品質への影響を緩和するために適期の田植えから始まりま

して、中干しの確実な実施、それから出穂後の水管理、それから適期の刈り取りというところまであわせて村上貢一委員のお話にあったように農家の方々に対して指導を徹底しているところがございますので、今後とも引き続き高温対策の徹底を図って強化していきたいと考えております。

○村上貢一委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

直近の本県の稲刈りの進捗状況と、現在見込まれる作況指数等がわかればお示しく下さい。

○長谷川農業革新支援課長 稲刈りの進捗状況等についてですけれども、岩手県が実施しました9月30日現在の水稻の刈り取り状況調査におきましては、県全体の水田の68%で稲刈りが終了しております、平年より7日ほど早い進捗となっております。

国が公表する作況指数につきましては、例年9月25日現在の指数が10月中旬に公表されておきまして、現時点ではまだ公表前ということで不明ですけれども、現在公表されておきまして8月15日現在の作柄概況では、本県はやや良ということになっておきまして。

○村上貢一委員 ぜひ作況も良となるように本当に願ひてやみません。

最後になりますけれども、農家の担い手不足、高齢化、地球温暖化等の気候変動、多発する自然災害等が懸念される中、生産者を支援し、将来にわたり米の安定生産、安定供給、安定品質を維持し、今こそ主食米増産に転換していく時期ではないかと思ひますけれども、その点についての御所見をお伺ひいたします。

○吉田水田農業課長 米政策の関係でございますけれども、国では米の需給及び価格の安定を図るために全国の需給の見通しを策定しております。それにあわせて価格や在庫などの情報を提供しているという状況で、各都道府県はこれらを踏まえまして、需要に応じた食用米の生産、それから水田の有効活用による麦、大豆、園芸作物等の生産拡大を進めているところでございます。

岩手県としましては、米の需給と価格の安定を通じて生産者の所得確保が図られることが重要と考えておきまして。これまで国に対しまして米の需給調整の着実な推進を要望してきたところでございます。今後とも国の動向を注視しながら必要な対策を求めていきたいと考えておきまして。

○村上貢一委員 ことしのいわゆる令和の米騒動において、ある研究機関によると、40万トン在先食いしているというようなデータも出ておきまして。来年のちょうど端境期のあたりはまた52万トンから72万トンの米不足が生じる可能性もあるというデータも出ておきまして。これが続いていくとどんどん負のスパイラルになって、未来につながっていくような状況にもなります。ことしは岩手県は前年並みだったと思ひます。全国の都道府県では16県が増産体制に入るといふような情報もあります。先般、新潟県方面に視察に行きました。新潟県方面も意外にいいと言われていたのですけれども、水稻が随分倒伏して、実際に買って精米してみると、実はあまりよくないといふような状況も聞こえておきまして、先般宮城県方面に行ったときにも随分倒伏が多いので、なかなか昨年と同じように歩

どまりというか、作況が悪くなったりすると、また 20 万トンぐらい減る可能性もあります。また、インバウンドがそのまま続くと 11 万トン消費と言われております。一等米比率が全国でも最高クラスの岩手県でしたので、その辺をしっかりと担保して、食料安全保障の意味から、来年はぜひ増産するようにしていただきたいと思っております。岩手県の考えをお伺いして終わります。

○**吉田水田農業課長** 令和 7 年産の主食用米の生産量ということでございますけれども、本県におきましては岩手県と農業団体とで組織いたします農業再生協議会において生産目安を設定しているところでございます。国から今後 10 月末以降 11 月上旬にかけて、次の令和 7 年から 8 年にかけての需給の見通しの情報が公表されることとなります。その状況を踏まえながら、農業再生協議会において検討を進めていきたいと考えております。

○**松本雄士委員** 私からは、地域計画の策定状況について伺いたいと思っております。

現時点の直近における、県内における地域計画の策定状況について教えてください。

○**和泉担い手対策課長** 地域計画の策定状況についてですけれども、地域計画については策定が予定されている約 400 の地域計画のうち、8 月末時点で 32 の地域計画が策定済みとなっております。

○**松本雄士委員** 全国的にもかなり低調であると報道がされておまして、かなりのてこ入れが必要と考えますけれども、岩手県の今の取り組みや、今後どういったことを考えているのか教えてください。

○**和泉担い手対策課長** 岩手県では、地域計画策定に向けた取り組みの強化に向け、ことし 4 月に岩手県や関係団体で構成する岩手県地域計画推進協議会を設置し、本協議会において計画策定の進捗確認、計画策定の事例共有等による策定ノウハウの普及、取り組みがおこなわれている市町村への重点的な支援などを実施しております。また、広域振興局や農林振興センター単位に県内 10 地域で県、市町村、関係機関、団体が参集する地方推進会議を基本的に毎月開催しております。地域ごとの地域計画の進捗確認や課題への対応等を丁寧に行っているところです。

また、地域計画の策定状況については、地域間で進捗にばらつきがありますが、全ての地域で今年度中に策定される見通しとなっております。

また、計画策定に向けた取り組みがおこなわれている地域に対しましては、東北農政局や関係機関、団体と連携しながら市町村への個別訪問を行うとともに、話し合いの場の設置に係る調整や市町村事務の省力化に向けた農地情報のシステムの活用等を助言するなど重点的な支援を行ってきたところであり、今後農閑期を利用して地域での協議等を加速させ、期限とされる令和 7 年 3 月までに全ての地域計画が策定されるよう取り組んでまいります。

○**松本雄士委員** この地域計画は、今後地域の農業、農地を守る上で重要になってくると思っております。

また一方、いろいろな政策や補助事業にひもつけられていくことも考えられます。環境負荷低減のクロスコンプライアンスなどもそうですけれども、唐突で、乱暴なひもづけに

関しては現場、地域の声をしっかり届けていかなければなりません。

そういった中で、かなり駆け込み的な、形式的な内容になってしまうのだろうと思っております。そこをしっかりとやっていくべきと思うのですが、先ほど全県では4月から5月に1回やりました。あとは、毎月各地区でやっています。ということですが、もう一回全県で集めて、意識統一や取り組みを確認するといったことは考えていないのでしょうか。

○和泉担い手対策課長 岩手県全体の会議に関しましては、5月と9月に開催しております。5月のときには、岩手県全体の進捗確認や、既に花巻市内で16地域計画を策定しておりますので、その事例の普及をしていただくことをメインに行いました。9月に中間地点の進捗確認ということで、全県で会議を開催いたしまして、そこで全ての市町村で進捗度合いや、これからの課題などを整理しまして、特におくれている市町村を確認しまして、そこに対して重点的な対応を行っているところでございます。

○松本雄士委員 私は9月の会議情報を把握しておりませんので情報提供をぜひお願いしたいですし、地域計画策定は取りあえず3月末までに各地域と市町村が頑張っただけで恐らく駆け込みでつくるのだと思うのです。ただ、その後に実効性などが非常に大切になると思うので、実効性ある計画に継続的に見直していく、常に考えていくということで、それをフォローしていく体制も必要と考えるのですが、岩手県の考えと対応について伺います。

○和泉担い手対策課長 市町村が主体となり策定される地域計画の実現に向けては、岩手県や関係機関、団体と市町村が連携して取り組みを進めていくことが重要と考えております。既に策定された地域計画や現在策定中の地域計画には、担い手への農地の集積、集約化、高収益作物の作付やスマート農業技術の導入などを推進することが盛り込まれております。

岩手県では、計画の実現に向けまして農地中間管理事業の活用による農地の集積、集約化、国交付金等の活用による野菜等の高収益作物の導入拡大、岩手県独自の地域農業計画実践支援事業等の活用によるスマート農業機械の整備などに市町村や関係機関、団体と連携して取り組んでいくこととしております。

加えて、岩手県地域計画推進協議会において地域計画の取り組み状況を共有し、市町村等に対し課題に応じた助言などを行うこととしておりまして、地域において目指す農業が実現できるよう支援してまいりたいと考えております。

○松本雄士委員 ぜひ市町村と連携を密にして、なかなか難しい地域も多々ありますけれども今出されたような基盤整備やスマート農業やいろいろな機械などの導入が強くひもづけられるように、中心経営体の取り組みや市町村をバックアップしていただきたいと思っております。

この地域計画と関連して農地関係の質問に進みたいと思っております。農地行政におけるDX——デジタルトランスフォーメーションの推進を通告しておりましたけれども、地域計画の策定もそうです。地域、市町村、農業委員、マンパワーが不足している、逼迫している

という現状があります。いろいろな取り組みや施策をしてきても、現場は全部一つで受けとめられないというのが現状で、なかなか難しいものがあるのですけれども、今農地行政において衛星データを用いたいろいろな研究や取り組みが進んでいると伺っております。

一つは、福島県や宮城県、茨城県、栃木県が県をまたいで市町村で、転作の現地確認作業に衛星データを使用しているそうです。一関市で大きな問題となった白い農地がありますけれども、あれだけ進んでいたのに、いろいろな問題もあってスルーされてきたものもあるのですけれども、農地の現況確認などにそういった衛星データの的なもので客観的に第三者が見られるものがあれば、もっと早期に食いとめられたのではないかと思います。現場がどんどん人手不足になって、行政も大変になっていく中で、そういった衛星技術、データの活用が必要になって、各市町村までどんどん進んでいくという実態があります。全体最適の観点から、岩手県としてのトータルのコスト負担を削減していくという意味からも、岩手県主導でそういった技術の活用をいろいろな意見を聞いて取りまとめていくことが必要かと思うのですけれども、そのことについての岩手県の考えであったり今後の対応について伺います。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 農地行政におけるDX ― デジタルトランスフォーメーションといいますか、衛星データ等の情報の活用についてでございます。県内では、奥州市や北上市等で衛星データを活用して、農地の利用状況や作物の作付状況の確認が行われております。また、衛星データではございませんが、ドローンで撮影した画像データを使って遠野市や紫波町等では同様の確認が行われているところでございます。

岩手県では、衛星データ等の活用につきましては農地の利用状況等の確認、事務の効率化に有効と考えておりまして、市町村あるいは農業委員会等に対しまして、これまで国庫事業、推進事業ですけれども、そういったものを活用してこうした手法の導入を促進してきたところでございます。県内での導入市町村は増加してきているところでございまして、今後も市町村や農業委員会等と、松本雄士委員からお話のありました県内外の導入状況の情報を共有するなどしながら、衛星データ等を活用した確認手法の導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○松本雄士委員 岩手県もそういう認識のもと、進めてきたということで、奥州市や北上市の事例があるということですが、すこし細かいことなのですけれども、その導入するシステムというのはいろいろあるのですか、それとも統一的なものなのでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 衛星データ等を活用した農地の利用状況の確認につきましては、県内では市町村等が地域の実情に応じて選定して、複数の事業者が開発したシステムが利用されている状況です。

○松本雄士委員 わかりました。システムというのは一長一短で、地域に合う合わないがあるのでしょうかけれども、できれば可能な限り岩手県が音頭をとって各市町村で導入して、また市町村の導入コストを抑えられるように進めていただきたいと思います。ぜひとも検討をお願いいたします。

次に、紫波地域のブドウの大雨被害についてお伺いいたします。新聞でも報道があったところですが、紫波町の東部にブドウの被害が結構出ていると聞いております。現在岩手県で把握している被害状況、面積であったり、収量ベースや、金額ベースについて伺います。

○**坂田企画課長** 紫波地域のブドウの大雨災害の状況ですが、主に8月下旬の大雨の影響によりまして、紫波町のブドウ園の畑におきましてブドウの果粒の割れや1粒、2粒が落ちるなどの被害が確認されております。10月7日現在、被害面積は約29ヘクタールとなっており、紫波町やJA等の関係機関、団体と連携しながら収量への影響や被害金額を確認しているところです。今後も被害状況の全体の把握に努めてまいります。

○**松本雄士委員** 被害状況は、現時点では29ヘクタールで、被害金額はまだ出ていないということですがけれども、紫波地域からは半分以上取れない、今年の凍霜被害よりひどい、金額的にも3億円を超えるのではないかとまだ確定ではないけれどもそういった話を聞いております。

他地域の状況についてはどうなっていますでしょうか。

○**坂田企画課長** 他地域の被害状況につきましてでございますが、10月7日時点で紫波町以外の市町村から、この大雨の影響によるブドウの被害報告はございません。

○**松本雄士委員** わかりました。紫波地域で起きたような要因や原因をどのように把握されていますでしょうか。

○**長谷川農業革新支援課長** 被害の全容がまだ報告されていないということで、現時点で要因を限定するということは困難ですけれども、今後岩手県がJA等の関係団体と連携しながら紫波町と花巻市で生育状況や収穫時期と雨の関係、被覆などの栽培状況、圃場条件の違いなど詳細な要因解析を行っていくこととしております。

○**松本雄士委員** その要因の分析や評価はこれからというところですがけれども、被害が紫波地域限定ではありますがこの地域は県内でも有数のブドウの産地です。被害への支援策や、今後の防止策、指導等についてはどう考えているかお伺いいたします。

○**長谷川農業革新支援課長** 被害への支援策と今後の防止策についてですが、支援といたしましては、農業改良普及センター等が関係機関、団体と連携しながら経営相談に対応していくほか、収入保険、果樹共済の加入者に対しましては農業共済組合から収入減少など、被害に応じた共済金が支払われると聞いております。

今後の被害防止に向けましては、近年の気候変動に伴い高温による収穫期の前進化や収穫的期間が短縮するなど、大雨による急激な土壌水分の変化が起りやすくなっておりますので、適期収穫や排水対策の実施等について技術指導を行ってまいりますし、あわせて収入保険、果樹共済への加入を促進するなど、次年産以降の経営の安定化を支援してまいります。

○**松本雄士委員** 要因分析を踏まえて技術指導はお願いしたいですし、被害の支援ですがけれども、聞いているところだと収入保険や、果樹共済の加入率があまり芳しくなく半分

ぐらいかと言うことです。そこもしっかりと把握した上で、連携していろいろ経営支援を検討していただきたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、林業振興についてです。昨日も本日も大久保隆規委員から林業振興の重要性や、県民税の有効活用についてお話がありまして、私も全くそのとおりだと思います。しっかり進めていただきたいと思いますのですが、県民税と、国の森林環境譲与税の関係についてです。税金が二つになり、県民税と森林環境譲与税の内容が理解されない中で、二重負担ではないのかと言った声を聞くことがあります。それぞれしっかり役割と目的の違いがあって使われているのですが、県民意識アンケート調査結果を見ましても、いわての森林づくり県民税の使途を理解しているというのは13%ぐらいしかなくて、名前しか知らないという人がほとんどなのです。名前も知らないという人が半分ぐらいいるということで、理解が進んでいないし、発信も弱いと思います。本県における林業振興は大変重要でありまして、税金がそれぞれしっかり目的のとおり使われているという理解促進を図っていくべきと考えるのですけれども、岩手県の今の取り組みや今後のことについて伺いいたします。

○高橋林業振興課総括課長 岩手県では、県民税につきまして制度の周知を図るためのチラシの配布や広報紙への掲載など、県民に対する情報発信に取り組んできたほか、譲与税につきましても岩手県のホームページによる取り組みの公表や県産木材の利用促進など、譲与税を活用した事業の実施に当たりまして、SNSを活用した情報発信に取り組んでいるところです。松本雄士委員の御指摘のとおり、今後より多くの県民の皆様にご存知いただくことが必要ですので、事業を実施する際の情報発信をふやすなど、森林公園の機能強化や公共施設における木育スペースの整備などの県民税の取り組みについて、PRを強化していきたいと考えております。

さらには、県民を対象としました説明会やアンケート調査などの機会を捉えまして、それぞれの税の目的や役割分担についても理解を深めていただけるよう、県民の皆様にとしっかりと説明してまいります。

○松本雄士委員 県民税を説明したチラシなどは私も拝見させていただきましたが、県民税と森林環境譲与税を単純に比較してそれぞれの目的はこうなっているよ、こう使われていて、こういった効果になっていますよという、単純に税それぞれの役割を1枚で簡単にわかるようにした発信はしているのでしょうか。

○高橋林業振興課総括課長 それぞれの税の役割分担、すみ分けについてのチラシについては、前回、第3期の終了のときに整理しまして、事業評価委員会の提言等に載せていただいたり、表のような形でわかりやすくしております。本年度、第4期終了のあり方検討に向けた懇談会等の説明の際には、そういった資料も使いながら説明をしている状況ですが、やはり県民に対する説明という部分につきましては、まだまだやっていく必要があると思っておりますので、そういったすみ分けの資料なども活用しながら発信してまいりたいと思っております。

○**松本雄士委員** 私が認識している中で、簡単にそれぞれのすみ分けであったり、目的で、こう使われて、こういった効果があるというものがないので、しっかり発信してもらいたいと思います。

私が危惧しているのは、税の二重負担ではないかと、県民税を何かほかのことに回していけといった声を聞くものですから、岩手県の県土の77%を占める森林において、しっかり林業振興をやっていく上で県民税を有効に使っていくためにも、そういった発信と理解促進の取り組みをさらにお願います。

次に、再生林についてですけれども目標が未達になっております。令和5年の目標の200ヘクタールに対して実績は135ヘクタールです。岩手県の施策評価でもD判定になっているものがあります。

公益上重要でありながら更新が図られていない伐採跡地への植栽、再生林の補助が今10分の8ですけれども、こういったものを引き上げるなどして再生林の取り組みを強化していくべきだと思いますけれども、岩手県の見解を伺います。

○**砂子田森林整備課総括課長** 松本雄士委員からお話のありました再生林の目標及び実績についてでございますけれども、いわての森林づくり県民税を財源とした森林環境再生造林の施行地確保目標及び実績に係るものと理解するものでございますけれども、令和5年度の実績が目標を下回っていることにつきましては、木材需要の低迷で主伐面積が大きく減少して、森林組合等の林業事業者による再生林の施行地確保がなかなか進まなかったことが主たる要因ではないかと考えております。

森林環境再生造林の補助率につきましては、国庫補助事業を上回る80%になっておりまして、このことから現時点で補助率の引き上げ等は考えておりませんが、岩手県といたしましては森林環境再生造林の活用促進に向けまして、市町村や林業事業者を対象とする説明会の開催等によりまして、本事業の周知徹底を図っていき、伐採地への植栽がさらに進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○**松本雄士委員** わかりました。

最後に、農福連携の推進についてお伺いしたいと思います。農福連携につきまして一般質問でも取り上げました。もっと強力に進めていただきたいと思いますところですが、農業サイド、福祉サイドをつなぐコーディネーターが少しいるのですけれども、農水省が育成している農業版のジョブコーチとして農福連携技術支援者という制度があります。本県においては農福連携技術支援者の資格取得者は3名しかいない状況で、農福連携に取り組んでいる農業者、福祉施設、また取り組みたいという施設があるにもかかわらず非常に少ない状況になっております。

この農福連携技術支援者の確保に向けて、今後資格の周知であったり取得、育成支援に係る岩手県の見解を伺います。

○**鈴木農業普及技術課総括課長** 松本雄士委員から御質問がありました農福連携技術支援者ですけれども、国が設定している研修を受講した方が認定されるものです。令和2年

度から実施しており、松本雄士委員お話しのとおり、本県では3名が認定されております。

岩手県では、これまでも関係部局が連携して、岩手県が開催する農福連携関係の研修会などの場面で受講している方や農業者等に対して、この研修の周知に取り組んできたところです。今後は、農福連携技術支援者の指導によって、働きやすい環境の整備や生産性向上につながっている事例も、そうした研修会の中などを通じて紹介するなどしながら、研修の受講誘導を図る取り組みをしていきたいと考えております。それから、各地域単位で実施しておりますが、農福連携に係る研修会等の場を通じて、広くこの研修制度の周知を行っていききたいと考えております。

○松本雄士委員 障がい者の方へのきめ細かいケアであったり、つなぎにおいて農福連携技術支援者の存在は大きいと思っております。いろいろな機会を捉えて発信をぜひともよろしく願いいたします。私からは以上です。

○菅原亮太委員 私からは、令和6年いわたのお米ブランド化生産販売戦略について伺います。

9月の新聞報道によれば、金色の風が87経営体により200ヘクタールで栽培されております。小規模農家が別品種に切りかえたため、去年より50ヘクタール、率にして2割減となっております。小規模農家が別品種に切りかえた理由について、当局で調査、把握されているのか伺います。

○吉田水田農業課長 金色の風から別品種に切りかえた理由でございますが、JAや生産者によりますと、金色の風は倒伏しやすく収量が上がりにくいことで、高い栽培技術が必要とされます。そうしたことから、生産者の一部が米卸業者からの引き合いが強いひとめぼれに転換した事例があると聞いております。

○菅原亮太委員 9月にいわてオリジナル品種ブランド化戦略実践本部会議が開かれたと認識しております。この中で知事は、金色の風と銀河のしずくの評価が確実に高まっている。両品種を中心とした県産米の生産販売を拡大するため、ブランド化の取り組みを進めると答弁されたとのこと。その一方で、消費者や首都圏の卸売業者からの意見として、安定した供給体制を求める声があったと報道によって承知しております。作付が2割減った金色の風について、どのように安定した供給体制を構築していくのか、当局の見解を伺います。

○吉田水田農業課長 金色の風の安定供給についてでございますけれども、金色の風は高価格帯米を販売する米穀専門店を中心に取引されて高い評価を得るとともに、県産米のブランドイメージの向上に貢献しているところでございます。そういった状況の中で、食味や品質にこだわった金色の風～雅～や減農薬等に関心を持つ消費者向けの特別栽培米の生産拡大に取り組んでいるところです。

全農岩手県本部では、こうした高い評価を得ている実需者や、こだわりを持つ消費者を重点に金色の風を安定的に供給していくこととしておりまして、岩手県としてもこのような取り組みを進めるため、金色の風の栽培研究会等と連携しながら栽培技術の徹底を図り、

安定的な生産を進めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 栽培技術で安定的な供給体制をとりましたけれども、実際は減っているという現実がございます。

先ほどの答弁にあったように、倒伏であったり、収量がなかなか上がらないというところで農家の金色の風離れがふえているのではないかという印象です。認知度についても、金色の風が20%で銀河のしずくが約40%と、倍ぐらいの開きがあります。私も再三、金色の風について取り上げておりますけれども、やはりブランドが細分化されているという弊害が結構出ているのではないかと感じております。

特に国内、国外含めプロモーション戦略をするに当たっては、やはりブランドを一つに統一したほうが販売戦略上も非常に有効ではないかと感じるころですが、岩手県の見解があれば伺いたいと思います。

○吉田水田農業課長 先ほども答弁させていただきましたけれども、金色の風につきましては、高価格帯米を販売する米穀専門店中心に取引されるなど、県産米のブランドイメージの向上に貢献している岩手県のオリジナル品種でございまして、課題となっております倒伏しやすく収量が上がりにくいという部分につきましても、現在改良に向けて取り組みを進めているところでございますので、引き続き金色の風の作付を推奨していきたいと考えております。

○菅原亮太委員 最後に、佐藤農林水産部長にお聞きしたいと思いますけれども、先ほど村上貢一委員からも、ニーズに合わせてブランドを分けている富山県の取り組みの紹介がありました。岩手県はどちらかというところで産地でブランド化を分けているという状況です。ブランドを分けるのであれば、消費者ニーズに合わせたブランド分けが効果的ではないかと感じるころですが、ブランド統一についての見解、そして消費者ニーズに合わせたブランドの細分化について御所見をいただければと思います。

○佐藤農林水産部長 本県の場合は、これまでフラッグシップ米ということで金色の風を取り組んできたところでございますし、銀河のしずくについても金銀という形でブランド推奨してきたところでございます。金色の風は確かに課題もさまざまありますけれども、うまく改善を図りながら金色の風と銀河のしずくで金銀といった形でブランド構築を引き続き図っていきたいと思っているところでございます。

菅原亮太委員からお話ございましたニーズに合わせていく、産地というところですが、本県の場合はやはり県土が非常に広い、それから標高差と言ったものもありますので、なかなか一つに統一していくことは難しい部分があると思っております。そういった意味で産地を分けて対応してきたところでございますが、ニーズという部分についても、十分に踏まえた対応をしていかなければならないと思っております。富山県のお話は村上貢一委員からもございましたけれども、そうした他県の取り組みも十分に参考とさせていただきますながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○菅原亮太委員 次に先日のJ A中央会から我々農林水産委員会への要望会で出ました

高温耐性について伺います。先ほど村上貢一委員の質問にもありましたけれども、高温対策に係る技術指導の徹底や高温耐性を持つ米や大豆の県オリジナル品種の育成が必要といった御要望がJA中央会からあったところでございます。

米については先ほど御答弁いただきましたので、大豆について高温耐性を持つ県オリジナル品種の育成について岩手県の御所見、また取り組みがあれば伺いたいと思います。

○吉田水田農業課長 大豆の高温耐性を持つ品種の開発でございますけれども、大豆につきましては国がさまざまな遺伝資源を保有しておりますので、品種開発が先行しておりますので、本県におきましては国が開発した品種について岩手県農業研究センターや生産者の圃場において栽培試験を行いまして、高温耐性含めて本県の気象条件に適しているかを見きわめて選定を進めている状況でございます。岩手県では引き続き、本県に適した品種の選定を進めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 本日にいろいろなところを農林水産委員会で視察をさせていただいて、福島県などにも行かせていただいで、やはり高温化、気象変動に対応した品種改良が非常に重要だと感じるところですので、大豆についてもぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次に、獣医師、人工授精師不足への対策について伺います。同じくJA中央会から農林水産委員会の要望会におきましても、獣医師や家畜人工授精師の数が不足しているといった声をいただいでおります。農業共済組合も令和6年度に人工授精業務が撤退となりましたけれども、この撤退でどのような影響が出ているか伺いたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精業務に関しまして、岩手県農業共済組合の家畜人工授精師を利用している農家は、盛岡地域と遠野地域を合わせて328戸となっております。現在共済組合による業務は続けられているところですが、328戸の農家の何戸かからは、業務が廃止された場合、経営の継続に支障が出るとの懸念や不安の声が届いているところ です。

このため岩手県では、広域振興局が主体となりまして、両地域の市、町や農業協同組合等と地域の家畜人工授精業務が継続できるよう検討を重ね、8月末現在、対象農家の約5割の継承先が決定しております。こうした検討状況や継承先に関する情報は、対象農家等に対して適時説明を行っているところです。

○千葉盛委員長 菅原亮太委員の質疑の途中でありますけれども、昼食のため午後1時まで昼食のため休憩いたしたいと思しますので、菅原亮太委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○菅原亮太委員 先ほどの人工授精業務の件で引き続き質問をさせていただきたいと思 います。

先ほどの答弁では、いろいろ農業共済組合の撤退による影響等もお話をいただきました

けれども、岩手県による人工授精業務の公営化の検討であったり、獣医師確保の取り組みについて答弁いただきたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 岩手県では、家畜人工授精業務の安定的な実施に向け、家畜改良増殖法に基づく講習会を開催しておりまして、毎年約30名の家畜人工授精師の免許取得を支援するとともに、牛を対象とする約178カ所の施設に対し、家畜人工授精業務の施設開設を許可しており、今後も各地域の実情に応じて家畜人工授精業務が継続的に提供されるよう取り組んでまいります。

産業動物獣医師の確保に向けては、獣医学生に対する修学資金の貸し付けなどを行っており、引き続き獣医師確保に積極的に取り組んでまいります。

○菅原亮太委員 公営化については、特に検討の余地はないと解釈させていただきましたが、よろしいですか。

○高橋振興・衛生課長 岩手県農業共済組合が業務を廃止とした遠野地域、盛岡地域においては、まずは岩手県農業共済組合の家畜人工授精業務の継承施設の確保に向け、市、町や農業協同組合等と連携して取り組んでいるところです。

その上で、各地域において安定的に家畜人工授精業務が提供されるよう、どのような対応が岩手県としてできるかについても、この検討会の中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 先ほど獣医師確保対策事業費の話もございました。これはつまり産業獣医師だけでなく、ペット獣医師といった方も修学資金貸し付けに当たると思います。産業獣医師が本当に不足しているという中においては、効果的に、重点的にそういった事業の制度拡充をお願いしたいと思っております。

最後ですけれども、令和7年に岩手大学獣医学部が新設されるということで、先日農林水産委員会で獣医学部についての視察に行っていましたけれども、その中で副学長から産業動物獣医師が足りていないところに岩手大学のサテライト施設などを設けて、学生や研修医が業務を担うといったアイデアを披露されたところでございます。岩手県として岩手大学獣医学部と連携してどのように取り組んでいくかということと、副学長がおっしゃったようなサテライト化について、岩手県として支援等を考えているのであれば伺いたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 初めに、菅原亮太委員から御指摘のありました獣医師確保の修学資金の件でございます。岩手県では獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画というものを定めておりまして、この中において産業動物獣医師の確保目標を定めております。この確保目標を達成することに向けて、産業動物獣医師、具体的には牛などを診療する獣医師や、私たちのような岩手県の公務員になるような獣医師の確保を目指して、修学資金の貸し付けを行っているところです。

岩手大学との連携につきましては、これまで岩手大学の獣医学生を対象にインターンシップの受け入れや大学の講座において家畜伝染病対策の講義などを行うなど、産業動物獣

医師への理解を深める取り組みを行ってきたところです。

また、岩手大学での令和7年度の獣医学部設置を機に、産業動物獣医学教育の充実を図り、地域への獣医療拠点の設置などにより、東北地域の獣医療への貢献を目指すとしておりまして、岩手県としては岩手大学と意見交換をしながらどのような連携が可能か検討してまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 いろいろな検討について、引き続き岩手大学と連携を深めていただきたいと思います。特に学科から学部へ昇格したわけですので、さらに連携を深めながら獣医師確保について、ぜひ積極的な取り組みをお願いします。

最後の質問に移ります。慣行栽培における農薬使用回数について伺います。現在温暖化等、なかなか東北地域では発生してこなかった病害虫が多発しているという状況がございます。

先日、特別栽培農産物を生産している農家の方からお話を伺いましたけれども、慣行レベルで設定した節減対象農薬の延べ有効成分回数が少ないために、病害虫を駆除し切れないときがあり、商品になる農産物の生産が難しいといったお声を伺いました。特にレタスやキャベツの慣行レベルの回数が少なく、岩手県にも回数の変更を相談したことがありますが、現状の慣行レベルの50%以下の回数では、まだ病害虫が発生していますと、何とか回数の見直しをお願いできませんでしょうかといった生産者の声を伺ってまいりました。今の慣行レベルで設定した節減対象農薬の延べ有効成分回数が実態に合っているかどうかといった検証は必要かと思えます。岩手県の見解を伺いたいと思えます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 特別栽培農産物は化学合成農薬と化学肥料、これらを地域の慣行の50%以上減らして栽培するものです。農薬の慣行レベルは、産地における病害虫の発生状況のほか、防除歴であったり生産者等への聞き取り調査をもって農薬の使用実態を把握し、国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づいて岩手県が定めております。

近年、菅原亮太委員の御指摘のとおりなのですが、夏場の高温や大雨、こういったもので農作物の生育、それから病害虫の発生が変化しているということがございます。そのため、当初計画していた農薬のほかに追加散布が必要になることもあると認識しております。岩手県としては、産地における農作物の生育や病害虫の発生状況の実情を踏まえて、農作物の安定生産、ひいては農家の収入安定にしっかりつながるよう防除指導を行うとともに、農薬の慣行レベルの変更を要する状況がもし確認された場合には、その変更も含めて検討してまいります。

○菅原亮太委員 いろいろ他県の統計を見ますと回数の変更をしたり、また検討したけれども変更しなかったりといろいろな取り組みがありますので、そういったものを参考にしながら、ぜひ温暖化に合わせた検討を進めていただければと思っております。以上で終わります。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の11月の県外調査につきましては、11月13日から15日まで2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。